

## 米国・中国知的財産権訴訟判例解説(第32回) 中国における機能的クレームの解釈 ~機能的クレームと均等論~

華裕電器集团有限公司 上訴人(原審原告) 飛航ホールディング集团有限公司 上訴人(原審被告)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

## 1. 概要

中国では機能的クレームに関し、司法解釈[2009]第21条第4条は以下のとおり規定している。 請求項において機能または効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及 び図面に表された当該機能または効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせ て、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

すなわち米国特許法第112条(f) $^1$ と同じく機能的な記載を認める代わりに、その代償として権利範囲は実施例に記載の構成とその均等物に限定解釈されるというものである。

本事件では請求項の位置制限ボタンの記載が、機能的か否かが争点となった。最高人民法院は 請求項全体の記載から機能的記載ではなく、均等侵害を認めた第1審判決<sup>2</sup>を支持した<sup>3</sup>。

## 2. 背景

## (1) 特許の内容

華裕電器集团有限公司(原告)は上蓋が開閉可能で位置制限されたサンドイッチパン炉と称する実用新型特許第201520062993.5 (993特許)を所有している。993特許の請求項1及び2は以下のとおりである。

1. 上蓋が開閉可能で位置制限されたサンドイッチパン炉において、相互にヒンジ接続された上部シェル(1)及び下部シェル(2)と、前記上部シェル(1)及び下部シェル(2)上に設けた耐熱皿とを含み:前記下部シェル(2)の後部側面に設けられ下部シェル(2)内に格納される位置制限ボタン(3)と、

<sup>1</sup> 米国特許法第112条 (f) 組合せに係るクレームの要素

組合せに係るクレームの要素は、その構造、材料又はそれを支える作用を詳述することなく、特定の機能を遂行するための手段又は工程として記載することができ、当該クレームは、明細書に記載された対応する構造、材料又は作用及びそれらの均等物を対象としているものと解釈される。

<sup>2</sup> 浙江省杭州市中級人民法院2020年9月22日判決 (2019) 浙01民初2684号

<sup>3</sup> 最高人民法院2022年11月8日判決 (2021) 最高法知民終60号